

# 保育所等の事故防止の取組強化事業(看護師等配置)(病児保育事業(体調不良児対応型))

## 1. 事業目的

民間保育所及び認定こども園において、看護師、准看護師、保健師又は助産師(以下「看護師等」という)を配置する経費を補助することにより、児童の安全安心な保育環境の向上を図ることを目的とする。

目標:令和4年度から3年間の計画をもって全施設に配置

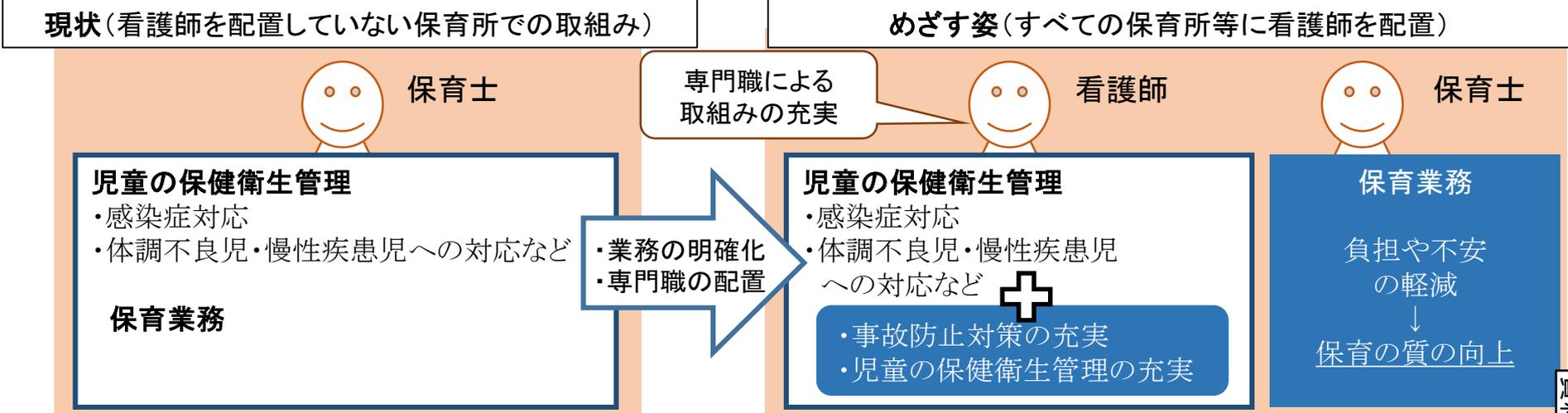
## 2. 補助要件(令和4年度)

項目	要件
対象施設区分	民間保育所、認定こども園
配置	看護師等※1を1名以上配置
補助対象条件	看護師等は、事故発生時の応急対応や体調不良児の対応、保育士等に対する専門性を活かした指導や研修等を行うこと
補助基準額	1施設あたり年額 常勤: 4,499,000円(補助上限額)又は短時間※2: 1,378,000円(補助上限額)

※1 看護師等とは、看護師、准看護師、保健師又は助産師をいう ※2 補助基準額「短時間」については、令和5年度までの措置とする

## 3. 事業費

令和4年度予算 1,249,321千円



事故発生時の応急対応や体調不良児の対応、保育士等に対する専門性を活かした指導や研修等を行う看護師等の配置にかかる人件費を補助することにより、児童の安全・安心な保育環境の整備を図る。